

令和元年7月大雨の災害対策、支援策について

1 概況

台風第5号の接近に伴い、太平洋高気圧の周辺部を通過して南から暖かく湿った空気が流入し大雨となった。久留米市では、7月21日明け方から局地的に猛烈な雨が降り、道路・河川の損壊や浸水被害が発生した。

2 気象状況

【7月18日（木）0時00分～23日（火）24時00分の雨量】

観測地点	久留米地域	田主丸地域	北野地域	城島地域	三潴地域
雨量総計	474.5mm	308.5mm	409.0mm	411.0mm	411.0mm
最大時間雨量	90.0mm	41mm	80mm	68.5mm	71.5mm
時刻	21日 5:40	21日 5:00	21日 5:40	21日 5:30	21日 5:30

※久留米市の7月平年降水量 329.4 mm（気象庁HPより）

※次の値について、観測史上1位を記録。

1時間降水量 90.0 mm 24時間降水量 335.5 mm 48時間降水量 402.5 mm

3 主な気象情報等と避難情報の発令状況

時間	事象	避難情報	対象校区
4:38	土砂災害警戒情報	避難勧告	【土砂災害指定 11校区】
4:55	山ノ井川氾濫注意水位到達	避難準備・ 高齢者等避難開始	【西部エリア 10校区】
4:58	下弓削川避難準備水位到達	避難準備・ 高齢者等避難開始	【東部エリア 15校区】
4:59	金丸川氾濫注意水位到達	避難準備・ 高齢者等避難開始	【中央部エリア 11校区】
5:03	広川避難判断水位到達	避難勧告	【西部エリア 10校区】
5:05	下弓削川避難勧告水位到達	避難勧告	【東部エリア 15校区】
5:10	金丸川氾濫危険水位到達	避難勧告	【中央部エリア 11校区】
5:20	陣屋川避難準備水位到達	避難準備・ 高齢者等避難開始	【北部エリア 7校区】
6:42	記録的短時間大雨情報	避難指示(緊急)	【土砂災害指定 11校区】
6:58	小石原川避難判断水位到達	避難勧告	【北部エリア 7校区】
21:10	洪水警報の解除	避難勧告解除	西部・東部・中央部・北部 各エリア

7月22日（月）

時間	気象情報等	避難情報	対象校区
19:09	土砂災害警戒情報の解除	避難指示(緊急) 解除	土砂災害指定 11校区

4 避難状況

(避難所数、避難者数【最大時】)【7月21日(日)10時】

○ 避難所 42箇所 270世帯、505名

5 被害内容(市内全域)

【7月25日(木)現在】

区分	件数			合計
人的被害	軽傷 1件			1件
住家被害	床上浸水 196件	床下浸水 120件		316件
道路損壊	損壊 26件	埋没 2件	道路冠水 36件	64件
橋梁被害	なし			0件
河川被害	溢水 1件	決壊 なし	内水氾濫 15件	25件
	施設設備損壊 9件			
土砂災害	がけ崩れ なし	土石流 なし	地すべり なし	0件
合計				406件

※推計値。住家被害は今後の調査結果により変動します。

6 被災者への主な支援状況

(1) 相談窓口の設置

① 市民相談窓口

市役所3階(窓口・電話)及び4総合支所市民福祉課(電話)
(設置期間)7月22日(月)～7月29日(月)

② 農業相談窓口

農政部生産流通課及び総合支所産業振興課に農業相談窓口を設置。

③ 事業者相談窓口

商工観光労働部商工政策課及び総合支所産業振興課に相談窓口を設置。

(2) 災害ボランティア相談窓口の開設【7月24日(水)現在】

久留米市社会福祉協議会に災害ボランティア相談窓口を開設。併せて、ボランティア従事者の募集も開始。

○相談受付開始 7月22日(月)

○派遣開始 7月25日(木)

○主な活動内容 家具の運び出し、室内清掃等

(3) 被災者へのその他の主な支援【7月24日(水)現在】

○住宅支援

床上浸水の被害を受けて、引き続き住むことができずに住宅に困窮している方を対象に市営住宅への一時入居などの住宅支援を開始。

○浸水家屋の消毒

大雨災害により床上・床下浸水の被害にあわれた住宅及び店舗兼住宅等、住宅と同規模程度（概ね 100 平方メートルまで）の店舗や事務所などを対象に、無償で床下・家屋周りの消毒を実施中。

○災害ごみの処理

- ① 家庭から排出された災害ごみの収集を実施中。
- ② 各処理施設にて災害ごみの受け入れを実施中。（不燃ごみは宮ノ陣CCのみ）
【臨時受け入れ 宮ノ陣クリーンセンター・上津クリーンセンター】
・ 7月28日（日）8時30分～17時

○児童・生徒への支援

- ・ スクールカウンセラー等によるカウンセリング体制の確保
- ・ 被災して学資の負担が困難な市立高等学校生徒の保護者に対する授業料減免（就学支援金制度の所得基準超過により授業料を納めていた方が対象）

○災害見舞金の支給

大雨で被害を受けた市民の方からの災害見舞金の申請を受付。

区分	見舞金の額
床上浸水	1世帯当り 30,000円 但し、1人世帯には20,000円

*世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位。

*久留米市に住民登録をしていない方の金額は、上記の金額の2分の1。

*市の災害見舞金の申請手続きと併せて県の災害見舞金申請手続きを実施。

○り災証明書の申請受付

災害によって市内でり災した建物（住家、及び非住家）の「被害の程度」について証明を行う。

○減免及び納税の猶予など

- ・ 各種証明書の交付手数料
（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得(課税・非課税)証明書)
- ・ 個人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税
- ・ 国民健康保険料及び自己負担金
- ・ 後期高齢者医療保険料及び自己負担金
- ・ 介護保険
- ・ 障害福祉サービス（自己負担金のみ）